

教育委員会における主権者教育の取組について

県教育委員会事務局高校教育課

1 選挙権年齢引き下げに伴う主権者教育の取組等の経緯

- 平成 27 年 6 月 19 日 公職選挙法等の一部を改正する法律 公布（平成 28 年 6 月 19 日施行）
：選挙権年齢を 18 歳以上に引き下げることが決定
- 平成 27 年 11 月 4 日 「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的
活動について」（平成 27 年 10 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長
通知）を県立学校長に通知
- 平成 27 年 11 月 11 日 「政治や選挙等に関する高等学校等の生徒向け副教材」に関する研修会を
開催（県選挙管理委員会と連携）
- 平成 28 年 2 月 2 日 「主権者教育推進協議会」設置
：「副教材活用のためのガイドライン」、「政治的教養を育む教育の充実
（指導参考資料）」作成
- 平成 28 年 5 月 31 日 政治的教養を育む教育の充実に関する研修会
・「副教材活用のためのガイドライン」の説明
・「政治的教養を育む教育の充実（指導参考資料）」の説明
・選挙運動、選挙制度についての説明（県選挙管理委員会）
（平成 28 年 7 月 10 日 参議院議員選挙：選挙権年齢引き下げ後初の国政選挙）
- 令和 4 年 4 月 1 日 成年年齢を 18 歳に引き下げ
- 令和 4 年 4 月 新しい学習指導要領の実施：新科目「公共」の履修開始

2 教員向け研修会の開催

(1) 政治的教養を育む教育の充実に関する研修会（H28～R2）

- 【対象】 県立高校・特別支援学校の管理職・担当者
- 【内容】 ・副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用のためのガイドライン 説明
・政治的教養を育む教育の指導上の留意点について
*公職選挙法改正、選挙運動、選挙制度について など
・講演 R2 のみ：聖泉大学 富川拓 准教授

(2) 主権者教育地域連携セミナー（R3～）

- 【主旨】 「高等学校における地域との連携による主権者教育の充実」事業として実施
- 【対象】 県立高校・特別支援学校の管理職・担当者
- 【内容】 ・政治的教養を育む教育の指導上の留意点について
*副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用のためのガイドライン、公職選挙法改
正、選挙運動、選挙制度、「選挙に関するアンケート（高校 2 年生対象）」の分析結
果について など
・講演 R3：滋賀県立大学 上田洋平 講師
R4：福井大学 橋本康弘 教授
R5：福知山公立大学 杉岡秀紀 准教授

- ※補足 ・R3 と R5 はオンライン開催、R4 は集合開催
・「選挙に関するアンケート（高校 2 年生対象）」の分析結果は、選挙管理委員会と連
携し、作成

3 「高等学校における地域との連携による主権者教育の充実」事業（R3～）

【目的】

選挙権年齢、成年年齢の引き下げを契機に、主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に、地域社会の様々な課題を自らの問題として主体的に捉え、主体的に解決しようとする態度の育成を通して、高等学校における主権者教育の充実をめざす。

【内容】

<R3～R5>

(1) 主権者教育地域連携セミナー：全ての県立学校の管理職・主権者教育担当 対象

- ・ 「主権者教育ガイドライン」等を活用した講義
- ・ 学識経験者等による講義・グループ協議等
- ・ 各校の取組の交流と学識経験者等からの指導助言

(2) 研究推進校の取組

伊香高等学校、守山北高等学校、甲西高等学校、八日市高等学校

① 地域連携による取組

- ・ 地域の諸課題を探究し地域協働的学習を進める。
- ・ フィールドワークなどの地域調査を行い、地域の抱える諸課題等について具体的な提案を行えるよう探究的な学習を進める。
- ・ 地方自治体や企業と協力し、実践的な授業について研究を進める。

② 授業公開等における研究成果の報告

- ・ 授業研究会を実施し、全県立高校、地域内中学校、市町教育委員会等に公開し、研究成果を報告する。

③ 組織的研究の推進

- ・ 各校は、地域連携主権者教育担当を選任し、校内推進体制を構築する。
- ・ 担当者は研究推進校連絡会に参加し、授業研究会の企画等校内の中核として研究を推進する。

④ 先進校の視察

- ・ 県外高校の先進的な取組を視察し、自校の取組に生かすとともに県内高校に共有を図る。

(3) 研究成果の共有：探究的な学習発表会等を通じて県全体での研究成果の共有を図る。

<R6～>

(1) 主権者教育地域連携セミナー：全ての県立学校の管理職・主権者教育担当 対象

- ・ 主権者教育に関するガイドライン等を活用した講義
- ・ 学識経験者等による講義、グループ協議等
- ・ 研究推進校等の事例発表
- ・ 各校の取組や校内体制等の情報共有

(2) 研究推進校の取組

東大津高等学校、八幡高等学校、守山北高等学校、甲西高等学校

① 地域連携による取組

- ・ フィールドワークなどの地域調査を行い、地域の諸課題等について、具体的な提案を行うなど探究的な学習を進める。
- ・ 地方自治体や企業と協力した、地域協働的学習について研究を進める。

② 学校全体での組織的な推進体制の研究

- ・ 研究推進校は、主権者教育研究主任を選任する。
- ・ 主権者教育研究主任は、学校全体としての取組となるよう推進体制を構築する。

③ 研究成果の共有

授業公開や主権者教育地域連携セミナー等を通じて、県全体での研究成果の共有を図る。

4 学校における主権者教育の取組

公民科の授業だけでなく、総合的な探究の時間や特別活動など、教育活動のさまざまな機会をとらえ、主権者教育に取り組んでいる。

- ・ 公民科：「公共」（必修科目）、「政治・経済」
- ・ 家庭科：「家庭基礎」または「家庭総合」（必修科目） ※主に消費者教育
- ・ 総合的な探究の時間
- ・ 特別活動 など